

キャッチインターネットサービス利用規約

第1章 総則

第1条（利用規約）

この利用規約は、株式会社キャッチネットワーク（以下「キャッチ」といいます。）が提供するキャッチインターネットサービス（以下「サービス」といいます。）を、キャッチインターネットサービス契約約款に規定するキャッチインターネット契約者（以下「会員」といいます。）が利用する際の一切に適用します。

第2条（本規約の範囲）

1. キャッチが会員に対して発する第4条所定の通知は、この規約の一部を構成するものとします。
2. キャッチが、この規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約および各サービス冒頭の「ご案内」、「ご利用上の注意」等で規定する各サービスの利用上の決まりおよびその他の利用条件等の告知（以下、併せて「利用規約等」といいます。）も、名目の如何にかかわらず、この会員規約の一部を構成するものとします。
3. この規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の変更）

1. キャッチは、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の規約によります。
2. 変更後の規約については、キャッチが別途定める場合を除いて、ホームページ等のオンライン上（以下「オンライン上」といいます。）に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条（キャッチからの通知）

1. キャッチは、オンライン上の表示その他キャッチが適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、キャッチが当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第2章 会員の義務

第5条（利用環境の整備）

1. 会員は、キャッチ又は関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

第6条（自己責任の原則）

1. 会員は、自己のキャッチインターネット契約者回線によりサービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、責任を負います。

2. 会員は、サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません。また、会員に限りません。以下同様とします。）から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4. 会員は、サービスの利用によりキャッチまたは他者に対して損害を与えた場合（会員が、この会員規約上の義務を履行しないことにより他者またはキャッチが損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

5. キャッチは、会員がサービスの利用を通じて得た情報について、正確性、合法性及び会員が意図する利用目的への適合性、有用性等に関し、いかなる保証責任も負いません。

第7条（IDおよびパスワードの管理責任）

1. 会員は、自己のID（メールアドレス等、契約により会員に割り当てられる特定の記号）およびこれに対応するパスワード（IDとの組み合わせにより、個人認証を行うに足る記号を含みます。以下同じとします。）ならびに、個人認証を条件としてサービスを利用する権利を、キャッチが別途定める場合を除き、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないとともに、自己のIDおよびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとします。

2. キャッチは、会員のIDおよびこれに対応するパスワードが他者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。パスワードを失念した場合、会員は直ちにキャッチに申し出るものとし、キャッチの指示に従うものとします。また、当該IDおよびこれに対応するパスワードによりなされたサービスの利用は当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は利用料その他の債務の一切を負担するものとします。

第8条（禁止事項）

会員はサービス上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) キャッチ、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為（著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます）。
- (2) 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他の会員もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信もしくは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行なう行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為。
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (10) キャッチの設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為。
- (11) 他者になりすましてサービスを利用する行為。
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為。
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為。または社会通念上他社に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為。
- (14) キャッチ、他の会員もしくは第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為。

- (17) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為。
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為。
- (21) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (22) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- (23) 公職選挙法に抵触する行為。
- (24) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずにサービス又は提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- (25) キャッチの商号、商標又はロゴマーク等を用いて、当該会員とキャッチ間の提携関係の存在又はキャッチによる当該会員に対する代理権の付与を誤認させる行為。
- (26) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害するとキャッチが判断した行為。

第3章 ホームページ公開機能の利用

第9条（公開について）

キャッチは、他の会員又は第三者により為された改竄、消去その他理由の如何を問わず会員が登録したホームページの保全に関し、一切責任を負わないものとします。

第10条（キャッチによる閲覧）

キャッチは、他の会員又は第三者からサービスに基づき登録されたホームページに関しキャッチに対しクレーム、請求等が為され、かつキャッチが必要と認めた場合及びその他キャッチが必要と認めた場合に限り、当該ホームページを閲覧することがあります。

第11条（営業活動）

1. 会員はサービスを通じて営業活動を行う場合は、自己が登録するホームページのトップページ上に自己の氏名及び電話番号（通話可能で真正なものに限ります。）を明示するものとします。

2. 前項に基づいて営業活動を行う場合であっても、会員はサービスを通じて次の行為を行わないものとします。

- (1) 犯罪に関係する行為。
- (2) 他者の営業活動を妨害する行為。
- (3) 特定商取引に関する法律による通信販売（販売の対象が、同法に定める指定商品・指定権利・指定役務に該当しないものも違反とみなします。）又は連鎖販売取引の規制に違反し、もしくは違反に相当する行為。
- (4) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (5) 個人情報の収集を目的とする行為。
- (6) その他営業活動の取り締まり、規制に係る各種法令、規則又は行政指導等に違反する行為。

3. 会員は、第1項に基づくサービスの利用により知り得た他の会員又は第三者に係る住所、氏名及び電話番号等の個人情報をサービスの利用目的以外の目的のために使用しないとともに、他に開示又は漏洩しないものとします。

4. 会員は、第1項に基づくサービスの利用により他の会員又は第三者との間で紛争が生じた場合は、前二項の定めを遵守したか否かにかかわらず、自己の費用と責任で当該紛争を解決するものとします。会員は、当該紛争が生じたことによりキャッチが損害を被った場合は、キャッチが被った損害を賠償するものとします。

第4章 運 営

第12条（会員規約違反等への対処）

1. キャッチは、会員が会員規約に違反した場合もしくはそのおそれがある場合、会員によるサービスの利用に関し他者からキャッチにクレーム・請求等が為され、かつキャッチが必要と認めた場合、またはその他の理由でサービスの運営上不相当とキャッチが判断した場合は、当該会員に対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 会員規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。
 - (2) 他者との間で、クレーム・請求等の解消のための当事者間の協議（裁判外紛争解決手続きを含みます。）を行うことを要求します。
 - (3) 会員が発信または表示する情報を削除することを要求します。
 - (4) 会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。
 - (5) サービス提供を一時停止し、または契約を解除します。

2. 前項の規定は第6条に定める会員の自己責任の原則を否定するものではありません。
3. 会員は、第1項の規定はキャッチに同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は、キャッチが第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、キャッチを免責するものとします。
4. 会員は、第1項の第4号および第5号の措置は、キャッチの裁量により事前に通知なく行われることを承諾します。

附 則

1. この会員規約は2001年7月1日から実施します。
2. この会員規約は2004年12月1日から改定、実施します。
3. この会員規約は2007年4月1日から改定、実施します。
4. この会員規約は2012年4月1日から改定、実施します。
5. この会員規約は2013年7月3日から改定、実施します。
6. この会員規約は2014年7月1日から改定、実施します。
7. この会員規約は2016年5月21日から改定、実施します。
8. この会員規約は2023年4月1日から改定、実施します。